

内閣府令第二十二号

公益認定等委員会令（平成十九年政令第六十四号）第五条の規定に基づき、公益認定等委員会事務局組織規則を次のように定める。

平成十九年三月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

公益認定等委員会事務局組織規則

（参事官）

第一条 公益認定等委員会の事務局（以下「事務局」という。）に参事官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（企画官）

第二条 事務局に企画官四人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

(企画調整官)

第三条 事務局に企画調整官一人を置く。

2 企画調整官は、命を受けて、局務のうち専門的事項の企画及び立案並びに調整を行う。

附 則

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。